

介護報酬の請求に係る消滅時効について

別添平成 13 年 9 月 19 日及び平成 14 年 3 月 1 日付事務連絡（厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課通知）を参照願います。

介護報酬の請求に係る消滅時効については、下記のとおりのお取り扱いといたします。

記

1. 当月審査以前に過誤処理（実績取り下げ）が行われていない当月提出の請求明細書で消滅時効が完成している場合については本会から貴事業所に連絡の上、請求を却下いたします。却下した結果は、請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表により通知します。この際、返戻（保留）一覧表には、返戻理由「事由＝E、内容＝時効による却下」と記載されます。なお、消滅時効が完成しているにも関わらず別理由により返戻となった場合、前記返戻理由は記載されませんので、貴事業所で再請求される場合はご注意願います。
2. 当月審査以前に過誤処理（実績取り下げ）が行われている当月提出の請求明細書について、消滅時効が完成している場合は一旦当該請求明細書を支払決定した後、保険者から貴事業所に連絡の上、過誤処理を行い実績取り下げとなります。

(写)

事務連絡

平成13年9月19日

都道府県介護保険主管課 殿

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

介護給付費請求書等の保管について

介護給付費の請求方法については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生労働省令第20号）に基づき、伝送、磁気媒体及び紙により事業者から請求されているが、これら（以下「介護給付費請求書等」という。）の保管に関する基本的な考え方について次のとおり整理したので通知する。

なお、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険団体連合会への周知についても、よろしくお願いします。

1. 介護報酬の請求等の消滅時効について

① 介護報酬の請求

介護保険においては、事業者が受け取る介護報酬（9割分）は、被保険者を代理して受領するという構成となっていることから、介護保険法第200条第1項の規定により2年。

〈参考〉

- ・介護保険法第200条第1項

保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

② 過払いの場合（不正請求の場合を含む。）の返還請求

過払いの場合（不正請求の場合を含む。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年。

〈参考〉

- ・地方自治法第236条第1項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

（以下省略）

事務連絡

平成14年3月1日

都道府県介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

介護報酬の請求に係る消滅時効の起算日について

介護報酬の請求については、平成13年9月19日付事務連絡（「介護給付費請求書等の保管について」）において、2年の消滅時効である旨、通知したところである。

今般、その起算日について、以下のとおり整理したので、通知する。各都道府県におかれては、管内市町村や事業者等への周知徹底について、特段のご配慮をお願いしたい。

1. 事業者による介護報酬の請求（代理受領）の場合

介護報酬は、各月分について翌月10日までに請求し、審査後、その翌月末までに支払うこととなっているものであるから、国民健康保険における取扱いと同様、サービスを提供した日の属する月の翌々々の1日が時効の起算日となる。

（参考）

○介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令

（介護給付費等の請求日）

第3条 介護給付費等の請求は、各月分について翌月10日までに行わなければならない。

○国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則例（平成12年3月7日事務連絡）

第11条 支払確定額を決定したときは、請求の審査が終わった日の属する月の翌月末までに、指定金融機関に振込の依頼をし、指定居宅サービス事業者等に対し、支払いの手続きをとる。

2. 償還払いの場合

償還払い（高額介護サービス費を除く。）の場合には、代金を完済した日の翌日が起算日となる（なお、福祉用具購入・住宅改修については、平成13年5月28日全国介護保険担当課長会議において、この旨を示しているところである）。

また、高額介護サービス費は、月ごとに算定するものであることから、サービスを提供した日の属する月の翌月の1日が起算日となる。ただし、自己負担分をサービス提供月の翌月1日以降に支払った場合には、当該支払った日の翌日とすることが適当である。

(問) 平成12年4月サービス提供分に係る介護報酬は、事業者による請求(代理受領)の場合、平成14年6月末に消滅時効が成立することになるが、通常、請求から支払まで2か月近く要することから、平成14年6月中に請求した場合でも、支払が受けられないことになるのか。

(答) 地方自治法第236条第2項において、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利及び普通地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものの時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされている。

したがって、保険給付を受ける権利は、民法第147条に規定する時効の中断事由(承認等)に該当しない限り、2年を経過したときに時効により消滅することになり、御質問の平成12年4月サービス提供分に係る介護報酬を請求する権利は、平成14年6月末に時効により消滅することになる(介護保険法第200条)。

このため、各市町村(保険者)においては、時効により消滅した保険給付の請求を消滅時効成立後に受理し、審査・支払を行うことはできないことから、管内のサービス事業者等に対し、介護報酬の請求に係る時効の考え方(時効の期間、起算点等)の周知に努めていただきたい。

ただし、介護報酬の支払請求は、民法第153条に規定する「催告」に該当することから、御質問のように時効の成立前の平成14年6月中に請求がなされた場合には、報酬の支払は可能であると考えられる。

(参考) 民法第153条

催告ハ六カ月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ為メニスル呼出若クハ任意出頭、破産手続参加、差押、仮差押又ハ仮処分ヲ為スニ非サレハ時効中断ノ効カラ生セス